

# 愛顔の安心飲食店認証申請書

愛媛県知事 殿

以下のとおり、申請します。

**【送付先】**

愛顔の安心飲食店認証制度事務局 (平日11:00~19:00 ※土日祝除く)  
 所在地：〒790-8686 松山市湊町7丁目7-1 セキ株式会社内  
 電話番号：089-945-3280 FAX番号：089-945-3281  
 U R L： <https://www.ehime-anshinninsyo.com>

## 申請者情報 ※必須項目

店舗名	(フリガナ)										
店舗所在地	〒						-				
店舗電話番号											
ジャンル	<input type="checkbox"/> 和食・鍋 <input type="checkbox"/> 洋食・レストラン <input type="checkbox"/> 中華料理 <input type="checkbox"/> 焼肉・鉄板料理 <input type="checkbox"/> 居酒屋・バー <input type="checkbox"/> 喫茶・カフェ <input type="checkbox"/> ファストフード・その他										
対象飲食店	<input type="checkbox"/> その場で飲食をすることを主たる目的とした設備を有する飲食店										
申請事業者名	(フリガナ)										
申請事業者住所	〒						-				
事業者電話番号											
代表者	(役職)					(フリガナ)					
店舗責任者	(フリガナ)					(氏名)					
店舗公式ホームページ	【注意：事務局から連絡が届くように「***@ehime-anshinninsyo.com」のメール受信許可設定をしてください。】										
営業時間短縮要請	<input type="radio"/> 時短要請に応じた。 <input type="radio"/> 時短要請の対象外だった。										
Go To Eat キャンペーン	<input type="radio"/> 加盟店： 加盟店No.					<input type="radio"/> 非加盟店： 営業許可番号					





## 【2】 食事・店内利用

### ⑨ (グループ間の対人距離)

グループ間の対人距離の確保を行っている。

(具体的な方法) いずれか 1 つ以上、該当するもの全てにチェックマークを入れてください。

グループ間が相互に対人距離 1 m 以上確保できるようにテーブルを配置している。

(最短距離 : \_\_\_\_\_ m)

他グループとのテーブルの間を、アクリル板 (目を覆う程度の高さ以上のものが目安) ・透明ビニールカーテン・パーティション等で遮蔽している。

その他 ( \_\_\_\_\_ )

### ⑩ (同一グループ内の対人距離)

※同居家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等が希望する場合は、パーティションを設置せず、座席間隔を1m未満とすることができる。

同一グループ内の対人距離の確保を行っている。

(具体的な方法) いずれか 1 つ以上、該当するもの全てにチェックマークを入れてください。

座席間隔 (席の中心を基準とする) を 1 m 以上確保できるよう配置している。

(最短距離 : \_\_\_\_\_ m)

テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽している。

その他 ( \_\_\_\_\_ )

### ⑪ (カウンターテーブルの対人距離)

※同居家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等が希望する場合は、パーティションを設置せず、座席間隔を1m未満とすることができる。

カウンターテーブルがあり、カウンターテーブル席の対人距離の確保を行っている。  カウンターテーブルなし

(具体的な方法) いずれか 1 つ以上、該当するもの全てにチェックマークを入れてください。

座席間隔 (席の中心を基準とする) を 1 m 以上確保できるよう配置している。

(最短距離 : \_\_\_\_\_ m)

カウンターテーブル上にパーティション等を設置して遮蔽している。

その他 ( \_\_\_\_\_ )

### ⑫ (密集の防止)

同時に多数の人が集まらない工夫をしている。

(具体的な方法) いずれか 1 つ以上、該当するもの全てにチェックマークを入れてください。

予約制の活用  滞在時間の制限 (制限時間 : \_\_\_\_\_ 時間) ※ 2 時間程度を目安

その他 ( \_\_\_\_\_ )

⑬ (大皿料理等への対応) ※同居家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障がい者等が大皿での提供を希望する場合を除く。

料理の提供において対策を行っている。

※大皿料理等を提供していない場合、チェックの上「具体的な方法/その他」に提供していない旨をご記入ください。

(具体的な方法) いずれか1つ以上、該当するもの全てにチェックマークを入れてください。

利用者の取り分け時の対策として、以下の全てを行っている。

- 1回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。
- 飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護する。
- 取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用等を徹底する。
- 取り分け用のトングや箸を共用にしないことを徹底する。

料理を1人前ずつ提供している。  従業員が取り分けている。

その他 ( )

⑭ (ビュッフェスタイルへの対応)

ビュッフェスタイルでの提供を行っている。  ビュッフェスタイルでの提供を行っていない。

【ビュッフェスタイルで提供している場合】ビュッフェスタイルの提供において、対策を行っている。

(具体的な方法) いずれか1つ以上、該当するもの全てにチェックマークを入れてください。

利用者の取り分け時の対策として、以下の全てを行っている。

- 1回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。
- 飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護する。
- 取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用等を徹底する。
- 取り分け用のトングや箸を共用にしないことを徹底する。

料理を1人前ずつ提供している。  従業員が取り分けている。

その他 ( )

⑮ (卓上の共用品)

卓上の共用調味料、ポット等について対策を行っている。

(具体的な方法) いずれか1つ以上、該当するもの全てにチェックマークを入れてください。

共用のものは設置せず個別に提供している。  客の入れ替え時に消毒している。

その他 ( )

⑯ (飛沫感染対策等の注意喚起)

以下全ての対策と注意喚起を行っている。

- お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共用や使い回しを避ける。
- 店内BGMの音量を通常時より低減させ、大声での会話を避ける。
- 咳エチケットの徹底

⑰ (個室での対応)

個室があり、常時換気を行っている。  個室なし

⑱ (トイレ使用に関する注意喚起)

以下全ての注意喚起を行っている。

- トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流す。
- トイレ入口付近に消毒液を設置し、トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を行う。

⑲ (喫煙スペース)

喫煙スペースがあり、以下全ての対策を行っている。  喫煙スペースなし

(具体的な方法) 以下全てにチェックマークを入れてください。

喫煙スペースの利用制限を行っている。また、複数箇所に喫煙スペースがある場合は、喫煙スペースごとに対策を行っている。

広さ : \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>                      利用人数上限 : \_\_\_\_\_ 人

人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるように要請している。また、複数箇所に喫煙スペースがある場合は、喫煙スペースごとに同様の要請をしている。

⑳ **3. 従業員の感染症予防**

常にマスクを着用の上、咳エチケットを徹底し、大声での会話を避けている。

業務開始前に検温・体調確認を行っている。

発熱（例えば平熱より1度以上高い）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させている。

㉑ (就業制限)

感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業を禁止している。

㉒ (定期的な手指消毒等)

定期的に手指消毒や手洗いをやっている。

㉓ (その他の手指消毒)

以下全ての場合に手指消毒や手洗いをやっている。

- 就業開始時                                      ● 他者の接触が多い場所・物品に触れた後
- 清掃後    ● トイレ使用後

㉔ (接客対応)

利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保している。

㉕ (休憩スペース)

従業員用の休憩スペースでは、以下全ての対応を行っている。もしくは、従業員用の休憩スペースはない。

- マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 常時換気を行う。
- 共用する物品を定期的に消毒する。

㉖ (ユニフォーム)

従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯している。

定期的な洗濯の頻度 : ( \_\_\_\_\_ ) 例 : 業務終了後に毎回



◀アピール項目②▶ ※認証の必須項目ではありませんが、事業者の自主的な取り組みとしてアピールできる事項です。

- ③③  接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため、更なる対策を行っている。  
(具体的な方法)  
 利用者の動線が重ならないための案内       自動扉の設置       自動水栓の設置  
 その他 ( )

- ③④ (ゴミの回収)  
 ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗っている。

- ③⑤ (ゴミの処理)  
 食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理している。

#### ◀麻雀、ダーツ、ビリヤード等の設備を提供する飲食店における注意事項▶

認証基準を遵守したうえで、次の事項に注意してください。

- 遊戯の際に他者と共有する物品や手が触れる場所を、利用者の入替時に消毒してください。
- 遊戯中も大声での会話は控えていただくよう要請してください。
- 利用者同士の接触は控えていただくよう要請してください。
- 歓声や声援を行わないように要請してください。
- 利用者同士が接触するような行為（声援を惹起する、ハイタッチをする等）は行わないように要請してください。
- 対人距離をできるだけ2 m（最低1 m）確保してください。

### 5. チェックリストの作成・公表

- ③⑥ (チェックリスト)  
 店舗内のリスク評価をした上で、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の受け方などを定めたチェックリストを作成しているとともに、チェックリストによる毎日の確認について、公表している。

### 6. 感染者発生に備えた対処方針

- ③⑦ (従業員の感染時の対応)  
 従業員の感染が判明した場合、以下全ての対応を行う。  
●保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じる。  
●必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。

- ③⑧ (利用者感染時の対応)  
 保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該店舗を利用していたことが判明した場合、以下全ての対応を行う。  
●保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該店舗を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じる。  
●必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。

- ③⑨ (従業員の研修)  
 従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供している。



◀推奨項目▶ ※認証の必須項目ではありません。

④⑩ (感染リスクの早期把握・追跡)

感染リスクの早期把握・追跡について、対策を行っている。

(具体的な方法) 対策を行っている場合、いずれか 1 つ以上該当するものにチェックマークを入れてください。

- えひめコロナお知らせネットに登録し、二次元コードを掲示するとともに、利用者に読み取りを促している。
- 感染リスクの早期把握のため、国が提供する濃厚接触通知アプリの利用をルール化ないし奨励している。
- 上記以外の方法により、感染リスクの早期把握の仕組みを導入している。

具体的な取組の内容：

## 7. カラオケに関する感染予防

④⑪ (カラオケ)

カラオケ設備を使用している。  カラオケ設備はない。もしくは、カラオケ設備はあるが、使用していない。

【カラオケ設備を使用している場合】

カラオケ設備使用において、以下全ての対策を行っている。

- 歌唱時のマスク着用を徹底している。
- 歌唱時は、最低 1 m の対人距離を確保するか、パーティション等を設置して遮蔽している。
- マイク、リモコンその他の利用者が触れる設備を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の交代時に清拭消毒をしている。

### ◀注意事項▶

認証基準を遵守したうえで、次の事項に注意してください。

- やむを得ない場合を除き、歌唱中に他の利用者が立たないように要請してください。
- 歓声や声援を行わないように要請してください。
- 歌唱者が他の利用者と接触するような行為（声援を惹起する、他の利用者をステージに上げる、ハイタッチをする等）はしないように要請してください。
- デュエット時は対人距離を確保するよう要請してください。
- ステージ前へ押し寄せるなど、特定の場所の前に、大勢の人が滞留しないように要請してください。
- 利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成に努めてください。

## 8. ショー・パフォーマンスに関する感染予防

④⑫ (ショー・パフォーマンス)

歌唱・演奏・その他のショー・パフォーマンスを行っている。  ショー・パフォーマンスを行っていない。

【ショー・パフォーマンスを行っている場合】

- 演者がマスクを着用した上で、演者と観客との距離を 1 m 以上確保するか、演者と観客との間にパーティション等を設置して遮蔽している。
- 演者と観客との距離を 2 m 以上確保するか、演者と観客との間にパーティション等を設置して遮蔽している。

### 《注意事項》

認証基準を遵守したうえで、次の事項に注意してください。

- やむを得ない場合を除き、公演中に観客が立たないように要請してください。
- 歓声や声援を行わないように要請してください。
- 演者が観客と接触するような演出（声援を惹起する、観客をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないように要請してください
- ステージ前へ押し寄せるなど、特定の場所の前に、大勢の人が滞留しないように要請してください。
- 対面接客時、パンフレット、チラシ、アンケート等の手渡しによる配布は避けてください。
- 物販を行う場合、多くの方が触れるようなサンプル品・見本品は利用者ごとに清拭消毒することとし、それが難しい場合は設置しないようにしてください。
- 休憩時間中のトイレ混雑を避けるため、休憩時間を十分にとれるように時間配分を行ってください。
- 会場付近において、演者が会場へ入ってくるのを待ちたり、演者が会場から出てくるのを待ちたりする行為が発生する場合は、対人距離（最低 1 m（マスク着用のない場合は 2 m））を確保するための誘導・表示を行ってください。対人距離の確保が難しい場合は、そのような行為を控えるよう要請してください。
- 余裕を持った入場時間を設定し、時間差での入場、開演時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- 退場時の密集回避のため、時間差退場等の措置を講じてください。
- 演者及び利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成に努めてください。

### 《基準全体に係る注意事項》

- 基準にない事項については、業種ごとの新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るガイドラインを遵守してください。